褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年二月二十六日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

田川　富子
中野　幸子
廣沢とも子
上野　鑛藏
菊池　峰子
鈴木　優
田嶋　弘典
堀川　幸子
柳澤　紀子
池田　幹雄
山岸　昭夫
丹羽　淳子
安井　將
潮津善治郎
金子　義償
大林　惠子
鈴木　勲
小谷野庄平

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年二月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

前田　利祐

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年二月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

佐藤フジヨ
中山　忠彦
山田　春雄
佐藤　博
鈴木　敏文

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

德本　道輝
長岡今朝吉
馬渕　隆一

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年二月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

一般財団法人化学及血清療法研究所
株式会社ジャクエツ
株式会社サウンドハウス
有限会社栄工業所
国連婦人会
トステム株式会社
アイシン・ｈィ・ダブリュ株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十三年二月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故市三一男遺族　市三ム小子

褒章条例第六条により褒状を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月六日ガーナ国の独立記念日につき、同月四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から平成二十二年一月三十日ルーマニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月五日御答信があった。

天皇陛下から平成二十二年一月二十六日モーリタニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十二日御答信があった。

御答電

天皇陛下から平成二十二年十二月十七日カタール国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、一月六日御答電があった。

官庁報告

法務

公証人任免

千葉地方法務局所属公証人小田攻は願により公証人を免ぜられた。

武井豊は公証人に任命され、千葉地方法務局所属公証人小田攻の後任を命ぜられた。（以上二月二十七日）（法務省）

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、通信産業労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年３月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月８日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道　東日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴ東日本―北海道
青森県　東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東日本、株式会社エヌ・ティ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ東日本―青森
岩手県　東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、及び株式会社ＮＴＴ東日本―岩手
宮城県　東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東北、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―宮城
秋田県　東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―秋田
山形県　東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―山形
福島県　東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー
群馬県　東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ中央、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―埼玉
埼玉県　東日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴ東日本―千葉
千葉県　東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社ＮＴＴデータ、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー及び株式会社ＮＴＴ東日本―東京
東京都　東日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴ東日本―神奈川
神奈川県　株式会社ＮＴＴ東日本―新潟
新潟県　西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティング及び株式会社ＮＴＴ西日本―北陸
富山県　東日本電信電話株式会社
石川県　株式会社ＮＴＴ東日本―長野
山梨県　西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東海及び株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
長野県　東日本電信電話株式会社
岐阜県　株式会社ＮＴＴ東日本―長野
静岡県　西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東海、株式会社ＮＴＴ西日本―ホームテクノ東海及びエヌ・ティ・ティマーケティングアクト
愛知県　西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ東海、株式会社ＮＴＴファシリティーズネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―東海
三重県　株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
滋賀県　西日本電信電話株式会社
京都府　西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社ＮＴＴ西日本―みやこ
大阪府　西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ、関西、株式会社ＮＴＴファシリティーズネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―関西
兵庫県　西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズ関西、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社ＮＴＴ西日本―ホームテクノ関西及び株式会社ＮＴＴ西日本―兵庫
広島県　株式会社ＮＴＴ西日本―ホームテクノ中国、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―中国
山口県　株式会社ＮＴＴファシリティーズ中国
徳島県　株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト
愛媛県　株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社ＮＴＴ西日本―四国
福岡県　西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト及び株式会社ＮＴＴ西日本―九州
熊本県　西日本電信電話株式会社及び株式会社ＮＴＴファシリティーズ九州
大分県　株式会社ＮＴＴファシリティーズ、株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト及び株式会社ＮＴＴ西日本―九州

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、四国電気通信産業合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年３月９日以降、同組合の組合員が従事する西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴファシリティーズの全職場（徳島県及び愛媛県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月８日

厚生労働大臣　細川　律夫